

「簡易な施工計画」作成の注意点

総務省が進める「新たな自治体情報セキュリティ対策の抜本的強化」により、徳島県電子入札システムでは、平成29年7月1日より一太郎ファイルの取扱いができなくなりました。

このため、総合評価（簡易な施工計画）申請書（様式2）の標準様式をワードファイルに変更しています。

平成29年7月1日以降に簡易な施工計画を「一太郎」で作成して申請する場合は、**PDF形式に変換**して申請してください。

なお、簡易な施工計画をワードファイルで作成した場合も、なるべく**PDF形式にて提出**するようにしてください。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：道路改築工事

評価項目	「品質・施工の確認方法、管理方法」の適切性
具体的な施工計画	
<p>当工事は、徳島南部自動車道 徳島津田ICの北向きオンランプ部を形成する橋梁上部工事で、鋼3径間連続非合成少数I桁橋の工場製作と現場架設を行うものである。</p> <p>主部材となる鋼桁は、部材加工における品質や仮組精度の向上はもとより、工場や現場での保管や運搬においては変形や損傷がないよう十分な注意が必要である。</p> <p>また、壁高欄施工におけるコンクリートの品質確保のための配合、打設、養生の計画が重要となる。</p> <p>さらに、施工箇所は水面貯木場の埋立地であることから、地盤の特性を踏まえ、鋼桁架設における仮設ベントを適切に設置する必要がある。</p> <p>これらのことを踏まえ、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <ul style="list-style-type: none">①鋼桁の工場や現場における保管や運搬に関する品質確保のための方策及び実施方法②壁高欄コンクリートの品質確保のための方策及び実施方法③地盤の特性を踏まえた仮設ベントを適切に設置や管理するための方策及び実施方法	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

共同企業体名：

簡易な施工計画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名：道路改築工事

評価項目	「施工上配慮すべき事項」の適切性
具体的な施工計画	
<p>当工事は、徳島南部自動車道 徳島津田ICの北向きオンランプ部を形成する橋梁上部工事で、鋼3径間連続非合成少数I桁橋の工場製作と現場架設を行うものである。</p> <p>施工箇所は、海岸に近く風の影響を受けやすい場所であることから、大型クレーンにおける荷揚げ作業や、重機と作業員との接触防止等、現場内における十分な安全対策が求められる。さらに近年、仮設足場が落下する事故が発生していることから、仮設足場を安全に使用できるよう適切に管理する必要がある。</p> <p>また、周辺には保育所、公園、コンビニエンスストア等が立地していることから、鋼桁の組立・架設や工事用車両の進入等において、より一層の周辺環境（騒音・振動、粉じん）に対する配慮が必要となる。</p> <p>また、建設産業の担い手の育成・確保の観点から、この工事の施工においては、県民の建設産業への関心を深めるための取組や、建設現場のイメージアップのほか、働きやすい就労環境の創出に取り組むこととしている。そのためには、効果的な取組の提案や、実施に向けての具体的な方策等が求められる。</p> <p>これらのことを踏まえて、次の全ての事項について具体的に記述すること。</p> <p>①現場内作業において、安全に工事を進めるために配慮すべき事項 ②工事区域周辺の環境（騒音・振動、粉じん）への影響の軽減に関する配慮すべき事項 ③建設産業の担い手の確保・育成につながる現場環境改善等の取組</p> <p>※③の申請について、契約後に実施の是非を受発注者で協議し、有効な取組みとして実施することとした提案については、その費用を変更契約の対象とする（入札額には含めないこと）。</p> <p>※③の申請について、受注後、受注者の責によらない理由により実施ができないと判断できる場合は、受注者は「同等又は同等以上」の履行義務を負わない。</p>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。

＜記述上の留意点＞

共同企業体名： _____

簡 易 な 施 工 計 画

次の工事について、この申請書の内容と同等又は同等以上の施工を行うことを誓約し、申請します。

工 事 名： **○○ ○○○○工事** ←※工事名が間違っていないか確認を！

評 価 項 目	「施工上の課題への対応」の的確性
具 体 的 な 施 工 計 画	
<p>○○ということ（工事特性）に鑑み、○○する観点から、次の事項について記述すること。</p> <p>① ○○・・・ ② △△・・・ ③ ■■・・・ ④ ××・・・</p> <p>※①～④の記述に対して、他の項目で評価することはないので、 テーマに沿った記述になっているか、再確認すること</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>特に具体的な施工計画（「工程管理」の適切性に係る「簡易な施工計画（補足：工程表）」を除く。）を記述する枠（以下「記述枠」という。）内の文字の大きさの規格は10.5ポイント以上とする。</p> <p>なお、「記述枠」の規格値は縦21.0cm、横17.0cm以内とし、55行以内で規格値以内の「記述枠」内にアンダーラインを使用しないで記述することとし、アンダーラインを使用して記述した箇所については、評価の対象としないので注意すること。</p> <p>また、執行機関での印刷結果において、以下の項目に一つでも該当する場合は、「記述枠」内の全ての記述を評価の対象外とする。</p> <p>① 文字の大きさが明らかに10.5ポイントを下回る場合 ② 「記述枠」が縦・横いずれか一方でも規格値から5mmを超えて大きい場合 ③ 「記述枠」内に56行以上の記述がある場合 ④ A4版でない場合 ⑤ 指定の枚数を超えて記述している場合</p> <p>注1：手書きの場合も同様とする。 注2：文字のうち、写真・図・表等（以下「図表等」という。）の表題、図表等と一体とみなすことができる名称等、また、英数字・単位・記号・カタカナ等は上記①の対象外とする。 注3：「記述枠」内に県が記載している文章については、テーマ番号以外は削除しても良いが、記載が残っている場合は、行数に含める。 注4：空白行は、行数に含めない。 注5：写真・図は行数に含めないが、表中の行は行数に含める。</p> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <p>＜記述枠：縦21cm×横17cm以内に制限＞</p> </div>	

※A4版1枚（1ページ）に記入し、記述する文字にアンダーラインを使用しないこと。